



Welcome to our Website. We are the travel agent in Japan.

What's the purpose of your journey? We support your trip.

And also, We hope to enjoy the trip.

### 1. 本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

### 2. 手配旅行契約と旅行形態

(1) この旅行は、株式会社デイトライン（東京都港区三田 3 丁目 14 の 10 の 11 階、東京都知事登録旅行業第 3-8191 号以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社にて、当社所定の旅行申し込みにも所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料そのほかお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお客様から受領した金銭を申込金として受理した時に成立するものとします。
- (3) 当社は本項(1)の規定にかかわらず、書面による契約をもって、申込金の支払いをうけることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあり、この場合には書面に記載した年月日に旅行契約が成立するものとします。
- (4) 当社は本項(1)及び(3)の規定にかかわらず、旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した航空券等の書面を交付するものについては、口頭による申し込みを受け付けることがあり、この場合当社がお客様のお申込を承諾した時に旅行契約が成立するものとします。
- (5) 申込金（お一人様につき）ご旅行代金が 15 万円未満の場合 20,000 円～旅行代金まで、ご旅行代金が 15 万円を超える場合 30,000 円～旅行代金まで、ご旅行代金が 30 万円を超える場合 50,000 円～旅行代金まで  
※ピーク時期（4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7）やアマンリゾートなど一部キャンセル規定が厳しいホテルなどの手配、また、ボートトリップやサーフキャン

プなどの手配もこの限りではありません。上記と条件が異なる場合には、別途書面にてご案内差し上げます。

#### 4. お申し込み条件

- (1) お申し込み時点で 20 歳未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
- (2) 旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行、青年の責任者の出発までの付き添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方で、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) その他、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。

#### 5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配する為に、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更料及び取消手数料を除きます。）をいいます。
- (2) 旅行代金（旅行代金からお申込金を差し引いた残額）は、旅行開始の前日からさかのぼって 30 日前にあたる日より前までに、当社が指定した方法にてお支払いいただきます。ただしピーク時期やアマンリゾートなど一部キャンセル規定が厳しいホテルなどのご予約については、この限りではありません。

#### 6. 空港諸税等について

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料は旅行代金に含まれておりませんので、別途日本円でお支払いください。なお、徴収額をご利用いただく航空券運賃の大人・子供別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。
- (3) 航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。

#### 7. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変

動その他の当社の関与しえない事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。

- (2) 当社は、旅行サービスを手配する為に実際要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算を行います。

## 8. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を求めた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容が変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機械等に対して支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。

## 9. 変更料・取消料

- (1) 共通注意事項

※30 日以前（通常期）・40 日以前（ピーク期）でも 2 回以上の変更については、5,000 円を頂戴します。

※旅行契約成立後の出発日の変更は、取消料の対象となりますのでご注意ください。

※変更の場合でも、航空券発券後に変更をされた場合には、下記の変更手数料とは別にエコノミークラス 30,000 円、ビジネスクラス 50,000 円、ファーストクラス 80,000 円を頂戴いたします。

※また変更手数料がかからない期間でも、航空券発券後に変更・取り消しをされた場合にはエコノミークラス 30,000 円、ビジネスクラス 50,000 円、ファーストクラス 80,000 円を頂戴いたします。

※ご予約後、出発日変更の場合にご希望の便（出発日・便）が取れない場合がございます。それを理由に取消しされる場合には、取消料を頂戴いたします。

※ホテルによってはキャンセル規定、ピークシーズンの規定が変わってきます。それにより下記の規定と異なる場合は当社より別途書面にてご案内いたします。

- (2) 航空券とホテルの手配

契約解除日	通常期（ピーク期以外）		ピーク期	
	取消料	変更手数料	取消料	変更手数料

株式会社デイトライン 海外手配旅行条件書

旅行開始の前日より起算して40日前～31日前	無料	無料	旅行代金の10%	5,000円 (1回1件につき)
旅行開始の前日より起算して30日前～15日前	旅行代金の20% または20,000円 の高い金額	5,000円 (1回1件につき)	旅行代金の20% または 30,000円の高い 金額	8,000円 (1回1件につき)
旅行開始の前日より起算して14日前～4日前		8,000円 (1回1件につき)		10,000円 (1回1件につき)
3日前～前日	旅行代金の50%	15,000円 (1回1件につき)	旅行代金の50%	20,000円 (1回1件につき)
出発当日	旅行代金の100%以内	不可	旅行代金の100%以内	不可
無連絡不参加、旅行開始後	旅行代金の100%	不可	旅行代金の100%	不可

※ピーク期とは、4月27日～5月6日まで、7月20日～8月31日まで及び12月20日～1月7日までをいいます。

(3) ホテルのみ手配

手配手数料・・・お一人様3,000円(ピーク期5,000円)

※手配手数料については、下記変更取消料とは別になり、返金はありません。

※複数のホテルやお部屋をご予約の場合は、それぞれについて変更料がかかります。

※予約済みのホテルを別のホテルに変更の場合は、予約済みのホテルはお取扱いとなり取消料の対象となります。

契約解除日	通常期(ピーク期以外)		ピーク期	
	取消料	変更手数料	取消料	変更手数料
旅行開始の前日より起算して40日前～31日前	無料	無料	旅行代金の10%	5,000円 (1回1件につき)

株式会社デイトライン 海外手配旅行条件書

旅行開始の前日より起算して30日前～15日前	旅行代金の10%	5,000円 (1回1件につき)	旅行代金の20%	5,000円 (1回1件につき)
旅行開始の前日より起算して14日前～4日前	旅行代金の20%または20,000円の高い金額	5,000円 (1回1件につき)	旅行代金の20%または30,000円の高い金額	10,000円 (1回1件につき)
3日前～前日	旅行代金の50%	10,000円 (1回1件につき)	旅行代金の50%	20,000円 (1回1件につき)
出発当日	旅行代金の100%以内	不可	旅行代金の100%以内	不可
無連絡不参加、旅行開始後	旅行代金の100%	不可	旅行代金の100%	不可

※ピーク期とは、4月27日～5月6日まで、7月20日～8月31日まで及び12月20日～1月7日までをいいます。

(4) 航空券のみの手配

契約解除日	通常期（ピーク期以外）		ピーク期	
	取消料	変更手数料	取消料	変更手数料
旅行開始の前日より起算して40日前～31日前	無料	無料	20,000円	8,000円
旅行開始の前日より起算して30日前～4日前	20,000円	8,000円	30,000円	10,000円
3日前～前日	旅行代金の30%または30,000円の高い金額	15,000円	旅行代金の30%または40,000円の高い金額	20,000円

出発当日	旅行代金の 50%	不可	旅行代金の 50%	不可
無連絡不参加、旅 行開始後	旅行代金の 100%	不可	旅行代金の 100%	不可

※ピーク期とは日本発が4月27日～5月6日まで、7月20日～9月25日までおよび  
12月20日～1月7日までをいいます。

※航空券発券後の変更・取消しにつきましては上記料金とは別にエコノミークラス  
30,000円、ビジネスクラス50,000円、ファーストクラス80,000円を頂戴します。

- ◎各航空会社の正規割引航空券（ペックス航空券）の弊社取扱、取消規定料規定  
正規運賃、正規割引航空券（ペックス航空券）の手配については、下記の取り扱い料  
金がかかります。  
また、変更・取消しについては各航空会社規定の手数料に加え、弊社手数料5,250円  
（1航空券、1旅客、1手続）が別途かかります。

◎航空券取り扱い料金等

		通常期	ピーク期
日本発国際線航空券	正規割引航空券	3,000円	6,000円
	緊急発券手数料	5,000円	8,000円

## 10. 契約の解除

### (1) お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出をお受けできるのは、お客様がお申し込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。お申し出日により取消料の額に差が生じることもありますので、営業所の営業日、営業時はお客様自身でもお申し込み時点で必ずご確認願います。

- お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。
- 当社所定の取消料金。
- 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取消料金。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定に期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- a. お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。
- b. 当社所定の取消料金。
- c. 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取消料金。

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。但し本項の規定はお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 11. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ工程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務または義務については、何らかの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

## 12. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって当社または当社が手配の全部又は一部を代行させて者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害

を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。

(2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行者にあたっては14日以内に、海外旅行にあたっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お一人様あたり15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。

(3) 免責事項お客様が、当社及び手配代行者に故意および過失のない以下に例示するような事由によって損害を被らせた場合、当社は責任を負いません。

- a. 天候不良、天災地変、戦乱、ストライキ、ハイジャック、航空機の整備不良により予約の便が運休もしくは遅延となった場合。
- b. 航空会社の過剰予約受付（オーバードッキング）により、予約を取消され、又は旅行日程が変更された場合。
- c. お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったために、予約を取消され、航空券が無効になった場合。
- d. お客様が集合時間（通常出発の2時間前）に遅れて搭乗出来なかった場合。
- e. 旅券（パスポート）の残存有効期間、また査証（ビザ）再入国許可書等の不備のため日本又は目的国の出入国管理法によって搭乗、入国できない場合。
- f. ご予約時要請のご旅行者のお名前と旅券（パスポート）記載の名前に相違があり、飛行機に搭乗できなかった場合。
- g. お客様が航空券等の紛失及び盗難にあわれた場合。
- h. 日本もしくは外国の官公署の命令、外国に出入国規制もしくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- i. 帰路便をオープン（予約をいれない）のまま出発し現地で帰路便の予約が取れない場合。
- j. 自由行動中の事故。
- k. 食中毒。

(4) その他注意事項

1. 片道使用済等、一部使用済航空券の返金はできません。
2. 往路の便をご利用されないと自動的に復路の便は取消し扱いとなります。また、複数の区間をご利用の場合、一区間でも利用されないと以降の区間はすべて無効となります。また払い戻しもできません。
3. 複数の航空会社を利用し、都市間を接続または移動する場合、一方の航空会社の都合により他方の航空会社の接続が不能になった場合でも当社では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
4. 未使用の航空券につきましては、弊社にて回収させていただきます。尚、紛失その他の事情によりご返却いただけない場合、正規運賃に相当する額をご請求する場合も



あります。予めご了承下さい。

### 13. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは旅行地において速やかにその旨を当社及び手配代行者、又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年4月1日を基準としています。また旅行代金は、2020年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

#### ●お申し込み、お問い合わせ

無断記載禁止：株式会社デイトライン

東京都知事登録旅行業第3-8191号 JATA正会員

〒108-0073 東京都港区三田3-14-10 三田3丁目 MTビル11階

電話：03-3454-3981 FAX：03-3454-3982

Copyright: DATELINE CO, LTD

11F MITA 3-chome MT-BLD 3-14-10 MITA MINATO-KU TOKYO JAPAN

TEL: 03-3454-3981 FAX: 03-3454-3982

